

低炭素都市推進協議会規約（案）

平成20年12月14日

（一部改正：平成22年5月28日）

（名 称）

第1条 本会は、「低炭素都市推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図るとともに、新たな環境モデル都市の創出に資する取組を推進し、低炭素社会づくりに積極的に取組む海外の都市と連携して我が国の優れた取組を世界に発信することを目的とする。

（業 務）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 構成員市区町村のアクションプラン^{*}の策定支援、優れた取組に対する表彰・賞の授与、環境モデル都市の取組の評価など、全国への展開・波及に関する業務
- 二 環境モデル都市及びその他の構成員間の先導的取組・学術研究等の情報共有及び相互啓発に関する業務
- 三 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進に関する業務
- 四 我が国の優れた取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進に関する業務
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な業務

（組 織）

第4条 本会は、以下の構成員をもって組織する。

- 一 環境モデル都市、環境モデル候補都市、その他低炭素型都市・地域づくりに向けたアクションプランを策定する意思のある市区町村。（以下「一号会員」という。）
- 二 関係省庁、都道府県、関係政府機関等（以下「二号会員」という。）
- 三 民間団体等

（役 員）

第5条 本会に、会長1名および幹事複数を置く。

- 2 会長は、一号会員の中から総会で選出する。
- 3 幹事は、一号会員又は二号会員の中から総会で選出する。
- 4 会長および幹事の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 5 会長は、本会を代表し、推進協議会の運営にあたる。
- 6 幹事は、会長を補佐し、推進協議会の運営にあたる。
- 7 会長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を総理する。

（総 会）

第6条 総会は、年1回開催されるほか、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、推進協議会の運営方法、検討事項等について意思決定を行う。
- 3 会長は、総会の議事を総理する。

(ワーキンググループ等)

第7条 業務の必要に応じて、本会に構成員の一部により組織されたワーキンググループ等を設置することができる。

- 2 本会の構成員は、ワーキンググループ等の設置を提案できる。
- 3 ワーキンググループ等の設置、組織及び名称は、前項の提案にもとづいて総会で決定する。
- 4 ワーキンググループ等には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、内閣官房地域活性化統合事務局に置く。

- 2 事務局長は、内閣官房地域活性化統合事務局長とする。
- 3 事務局長は、推進協議会の庶務を総理し、処理する。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成20年12月14日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日)

この規約は、平成22年5月28日から施行する。

※アクションプラン

温室効果ガスの大幅削減に向けて行動する市区町村が策定する以下の内容を含む具体的実施計画

- 1) 2050年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期(2020年～2030年前後までの期間)の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針
- 2) 策定後5年以内に具体化する予定の取組内容

低炭素都市推進協議会 構成員 (合計184団体)

○市区町村 (86団体)

北海道	釧路市	北海道	帯広市	北海道	下川町
北海道	洞爺湖町	青森県	青森市	宮城県	仙台市
茨城県	土浦市	茨城県	つくば市	栃木県	宇都宮市
栃木県	小山市	群馬県	館林市	群馬県	みなかみ町
埼玉県	さいたま市	埼玉県	川越市	埼玉県	熊谷市
埼玉県	川口市	埼玉県	東松山市	埼玉県	春日部市
埼玉県	戸田市	千葉県	流山市	東京都	千代田区
東京都	中央区	東京都	江東区	東京都	豊島区
東京都	荒川区	東京都	板橋区	東京都	武蔵野市
東京都	調布市	神奈川県	横浜市	新潟県	長岡市
新潟県	柏崎市	新潟県	見附市	新潟県	上越市
富山県	富山市	石川県	加賀市	石川県	羽咋市
山梨県	山梨市	山梨県	北杜市	長野県	長野市
長野県	飯田市	岐阜県	岐阜市	岐阜県	大垣市
岐阜県	高山市	岐阜県	中津川市	岐阜県	各務原市
岐阜県	白川町	岐阜県	御嵩町	愛知県	名古屋市
愛知県	豊橋市	愛知県	刈谷市	愛知県	豊田市
愛知県	安城市	滋賀県	彦根市	滋賀県	近江八幡市
滋賀県	東近江市	滋賀県	愛荘町	京都府	京都市
京都府	宮津市	京都府	京丹後市	大阪府	大阪市
大阪府	堺市	大阪府	豊中市	大阪府	吹田市
大阪府	泉大津市	大阪府	枚方市	大阪府	門真市
兵庫県	加西市	島根県	出雲市	岡山県	岡山市
岡山県	倉敷市	広島県	広島市	山口県	宇部市
徳島県	上勝町	徳島県	那賀町	香川県	高松市
高知県	高知市	高知県	梼原町	福岡県	北九州市
福岡県	福岡市	福岡県	岡垣町	長崎県	長崎市
熊本県	熊本市	熊本県	水俣市	鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市	沖縄県	宮古島市		

○都道府県 (46団体)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	新潟県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
千葉県	神奈川県	山梨県	富山県	石川県	福井県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県
島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

○関係省庁 (12省庁)

内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	外務省	財務省
文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省

○関係政府機関等 (26団体)

独立行政法人 建築研究所	独立行政法人 国立環境研究所
独立行政法人 産業技術総合研究所	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人 都市再生機構	日本下水道事業団
財団法人 運輸政策研究機構	財団法人 大阪科学技術センター
財団法人 下水道新技術推進機構	財団法人 建築環境・省エネルギー機構
財団法人 港湾空間高度化環境研究センター	財団法人 地域活性化センター
財団法人 地球環境戦略研究機関	財団法人 都市緑化技術開発機構
財団法人 日本エネルギー経済研究所	財団法人 日本環境協会
財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター	財団法人 民間都市開発推進機構
社団法人 都市エネルギー協会	社団法人 都市環境エネルギー協会
社団法人 日本ガス協会	社団法人 日本機械工業連合会
社団法人 日本公園緑地協会	社団法人 日本交通計画協会
社団法人 日本ボイラ協会	交通エコロジー・モビリティ財団

○民間団体 (14団体)

株式会社エコノス	オムロン株式会社
株式会社ジェーシービー	株式会社JT法人東京
シンフォニアテクノロジー株式会社	積水ハウス株式会社
大成建設株式会社	日発販売株式会社
日本ユニシス株式会社	有限会社富士タクシー
株式会社フルタイムシステム	株式会社三井住友銀行
三菱自動車工業株式会社	株式会社三菱総合研究所

低炭素都市推進国際会議 2009 の開催等について

1. 低炭素都市推進国際会議 2009 の開催について

- 日 時：平成 21 年 10 月 5 日（月）〔終日〕
- 場 所：横浜市（パシフィコ横浜）
- 主 催：低炭素都市推進協議会
- 内 容：基調講演、環境モデル都市及び海外の環境都市等からの取組の紹介、低炭素都市の推進に向けた取組の拡充、普及拡大等を目的とした課題の検討 等
- 参加者：計 1,169 人
- 海外招聘参加者
 - ・コペンハーゲン市（デンマーク） クラウス・ボンダム技術・環境担当市長
 - ・大連市（中国） 黄建輝 環境保護局科技標準処（別称：国際合作処）処長
 - ・ハンブルク市（ドイツ） ハンブルク大学気象研究所 ハンス・フォン・シュトルヒ教授
 - ・ポートランド都市圏行政府（アメリカ合衆国） デイビッド・ブラグドン評議会会長
 - ・ストックホルム市（スウェーデン） グンネル・セーデルホルム環境・保健局長
 - ・フランス政府 エティエンヌ・クレボン エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省（環境技術・気候関連交渉担当）住宅・都市開発・景観局長
 - ・欧州委員会 ニコラス・ヘンリー欧州委員会環境総局国際課長



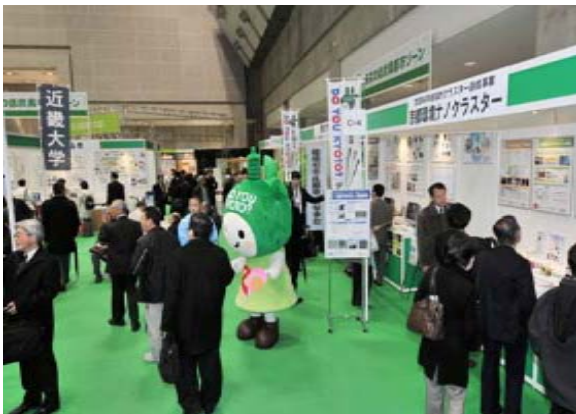
2. エコプロダクツ2009への出展について

平成21年12月10日（木）～12日（土）に開催された、国内最大級の環境展示会（主催：（社）産業環境管理協会、日本経済新聞社、於：東京ビッグサイト）において、低炭素都市推進協議会構成員等計16団体が協力して、「未来の低炭素都市の姿」展示コーナーを構成した。低炭素都市推進協議会としても出展を行った。

（「未来の低炭素都市ゾーン」出展団体）

環境総合技術センター、北九州市、京都環境ナノクラスター、京都市（京都市／KES環境機構／アドコスミック／京都伝統文化の森推進協議会）、近畿大学、堺市、下川町、千代田区、つくば市、低炭素都市推進協議会、十勝圏振興機構、富山市、豊田市、日本ユニシス、水俣市、文部科学省知的クラスター創成事業、橿原町、横浜市地球温暖化対策事業本部

併せて、WG活動の一環として、平成21年12月10日（木）午前中、同会場内にてセミナーを開催した。（参加人数：100人超）



低炭素都市推進協議会「都市・地域の低炭素化施策推進WG」について（案）

平成 22 年 5 月

1. 目的

多くの人々が生活し、様々な事業活動が営まれる都市単位、地域単位で低炭素化を進めるためには、その実現に必要な都市基盤や施設、住民等の協力とそれを支える仕組みや、その評価手法を構築することが必要。

今後の既成市街地の再整備等の市街地整備やまちづくりを進める際に、これらを同時に検討することにより、中・長期的に見れば大きなCO₂の削減効果が見込める。

このため、同様の課題認識を持つ市区町村が協同し、これを関係省庁が支援して、低炭素都市に向けたこれらの課題について研究を進める。

2. 想定される課題（詳細はWGメンバーで決定）(1) 低炭素型モデル街区・地域の実現

- ・ これまで各自治体で実施されてきた低炭素型のまちづくり、住まいづくりに向けた取組事例について、自治体間で情報交換を行う。
- ・ 各都市の取組の効果と課題を検証し、優れた先進事例の全国展開・普及を図ることにより、低炭素型の都市・地域づくりに向けた自治体間の切磋琢磨を進める。

(2) 都市の環境性能評価手法の検討

- ・ 現在開発が進められている都市の環境性能評価ツールを各都市に試行的に適用することにより、都市の環境性能評価手法の検討に協力するなど、これに係る知見の蓄積に努める。

3. WG参加者

低炭素都市推進協議会参加団体のうち希望するもの等

4. WGコーディネーター

北九州市

5. 第1回WGについて（案）

- 時 期：6月下旬以降
- 場 所：未定
- 内 容：今後の活動内容、スケジュール等について相談
取組事例・取組の課題等の発表、現地視察

※ 参加登録に関する詳細については、後日連絡します。

低炭素都市推進協議会「グリーン・エコノミーWG」について（案）

平成22年5月

1. 目的

低炭素社会のためのまちづくりを持続的に実施するためには、温暖化対策と地域活性化とを両立させることが必要。

これを踏まえ、本WGにおいては、環境モデル都市を始めとする低炭素都市推進協議会加入自治体等が、地域内外の様々な主体の連携や新たなビジネスモデルの確立等により、低炭素化のための事業の推進、仕組みの創出を通じた地域活性化のモデルを作り、それを普及させることを目的とする。

2. 想定される課題（詳細はWGメンバーで決定）(1) 都市・地域間連携によるグリーン・エコノミーの推進

国内クレジット制度の有効活用など、異なる地域特性を有した都市・地域が連携することによって低炭素化に取り組むための情報交換・ケーススタディを行い、都市・地域間の持続可能な交流を促進する。

また、具体的なケーススタディとして、地域資源であるクリーンエネルギーを最大限活用するための共同研究を行う。

(2) 環境ビジネスによるグリーン・エコノミーの推進

環境と経済を両立しながら低炭素型の都市・地域づくりを進めるため、自治体における地域資源と関係政府機関、民間団体等の環境技術・ノウハウをマッチングした環境ビジネス創出のための情報交換等を行う。

3. WG参加者

低炭素都市推進協議会参加団体（市区町村、道府県、関係省庁、関係政府機関、民間団体）のうち希望するもの等

4. WGコーディネーター

横浜市

5. 第1回WGについて（案）

○ 時期：7月上旬以降

○ 場所：横浜市

○ 内容：今後の活動内容、スケジュール等についてディスカッション、事業事例集報告、現地視察（例：新エネ百選「ハマウイング」横浜市風力発電所）

※ 参加登録等に関する詳細は、後日連絡します。

低炭素都市推進協議会「全国展開型ベストプラクティス普及促進WG」
について（案）

平成 22 年 5 月

1. 目的

都市・地域の低炭素化施策推進 WG、グリーン・エコノミーWGの活動等を通じて創出された、低炭素都市推進協議会メンバーによる優れた取組（ベストプラクティス）のうち、全国展開が可能と考えられるものについて、実際に取り組んだメンバーからの学びや発見された課題の共有等により、他の自治体へ波及させることを目的とする。

2. 想定される課題（詳細はWGメンバーで決定）

（1）取組に当たっての学び・課題の抽出・共有

低炭素都市推進協議会メンバーによる優れた取組（ベストプラクティス）のうち、全国展開が可能と考えられるものについて、実際に取り組んだメンバーからの学びや発見された課題の共有を行うとともに、WG参加メンバーによるディスカッション等を通じ、取組のノウハウを蓄積する。

なお、平成 22 年度は、環境モデル都市が平成 21 年度に取り組んだ事業のうち全国展開が可能と考えられるものを中心に上げる。

（2）他の自治体で適用した場合の新たな課題等の抽出・共有

（1）の活動を通じる等して全国展開型ベストプラクティスを実際に他の自治体で適用した場合の新たな課題等について、本WGにおいて共有することにより、新たな学び・課題を抽出・共有する。

3. WG参加者

低炭素都市推進協議会参加団体（市区町村、道府県、関係省庁、関係政府機関、民間団体）のうち希望するもの等

4. WGコーディネーター

内閣官房地域活性化統合事務局

5. 第1回WGについて（案）

- 時 期：6月下旬以降
- 場 所：未定
- 内 容：今後の活動内容、スケジュール等についてのディスカッション
環境モデル都市が平成 21 年度に取り組んだ事業のうち全国展開が可能と考えられるものの一部位についてのプレゼンテーション、ディスカッション

※ 参加登録等に関する詳細は、後日連絡します。

低炭素都市推進協議会の後援等名義に関する規程

平成21年4月1日
低炭素都市推進協議会会長決定

(趣旨)

第1条 低炭素都市推進協議会としてその趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、映画の製作、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に対しては、この規程の定めるところにより、低炭素都市推進協議会の後援、協賛、賛助、監修等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認できるものとする。

(審査基準)

第2条 後援名義等の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、低炭素都市推進協議会の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。

(1) 主催者等及び関係者に関する基準

行事等の主催者、製作者、発行者等（以下「主催者等」という。）が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人、認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人、大学
- エ 公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体
- オ 新聞社、ラジオ放送事業者、テレビジョン放送事業者、映画会社等の報道機関
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる者

(2) 行事等の内容に関する基準

行事等の内容が、次のアからカまでに適合するものであること。

- ア 低炭素社会づくりの推進、普及又は啓もうに積極的に寄与するものであること。
- イ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。
- ウ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。
- エ 行事等にあつては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。

(申請手続)

第3条 行事等の主催者は、別紙様式による申請書に、次に掲げる関係書類を

添えて、当該行事等の1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、低炭素都市推進協議会会長（以下「会長」という。）に申請を行わなければならない。

（1）行事等の概要（例えば、行事にあつては、その目的、日時、議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類

（2）行事等の収支予算書

（3）主催者等が民間団体である場合には、定款又は寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類

2 会長は、前項の申請を受理した場合には、内閣官房地域活性化統合事務局に当該申請書の写しを送付するものとする。

（承認の決定手続）

第4条 承認は、会長である地方公共団体において、当該団体の後援等名義に関する規程による手続に準じて、決定するものとする。

2 会長は、後援等名義の使用を承認した場合には、当該承認の日以後の直近の総会において、その旨及びその内容を報告するものとする。

（承認前に会長の交替があつた場合の手続）

第5条 申請後、承認前に会長が交替した場合にあつては、当該申請を受理した会長（以下「元会長」という。）は、交替後の会長（以下「新会長」という。）に対し、申請者から提出された書類等のすべてを移送するものとする。

2 前項の場合において、申請は当初から新会長に対してなされたものとみなす。

3 元会長及び新会長は、会長の交替に伴い、申請者に不利益が生じないように、配慮するものとする。

（監督指導）

第6条 承認後においても、会長は、次に掲げるところにより、主催者等を監督指導するものとする。

（1）行事等について主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行わないように常に注意する。

（2）主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合には、現地調査等必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者等に対しその是正を文書により勧告する。

（承認の取消）

第7条 主催者等が前条第2号の勧告に従わない場合は、会長は、内閣官房地域活性化統合事務局と協議の上、速やかに承認を取り消し、直ちに主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(結果の報告)

第8条 会長は、行事等の終了後、速やかに、申請者から行事等の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出させなければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別紙様式

文 書 番 号
年 月 日

低炭素都市推進協議会会長

殿

申請者住所

氏 名 印

〇〇〇〇に対する低炭素都市推進協議会後援（協賛等）の名義の使用
の承認申請について

下記〇〇〇〇に対する低炭素都市推進協議会後援（協賛等）の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事等の名称及び目的
- 2 行事等の主催者
- 3 行事等の期間（期日）及び場所